

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第1700056号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第1700112号

第1 結論

1 請求者のA社における平成19年12月31日の標準賞与額を9万2,000円、平成20年7月31日の標準賞与額を38万7,000円、平成21年12月31日の標準賞与額を32万5,000円、平成22年7月25日の標準賞与額を34万7,000円、同年12月25日の標準賞与額を39万円、平成23年7月25日の標準賞与額を42万円に訂正することが必要である。

平成19年12月31日、平成20年7月31日、平成21年12月31日、平成22年7月25日、同年12月25日及び平成23年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月31日、平成20年7月31日、平成21年12月31日、平成22年7月25日、同年12月25日及び平成23年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成22年7月25日の標準賞与額を39万円に訂正することが必要である。

平成22年7月25日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額34万7,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和54年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間：① 平成19年12月
② 平成20年7月
③ 平成21年12月
④ 平成22年7月25日
⑤ 平成22年12月25日
⑥ 平成23年7月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までの賞与に係る標準賞与額の記録がないことを知った。賞与明細書はないが、源泉徴収票を提出する

ので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくても、事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②及び③について、請求者から提出された平成19年分、平成20年分及び平成21年分給与所得の源泉徴収票、平成22年よりA社の給与事務を委託されているとする会計事務所（以下「会計事務所」という。）から提出された請求者に係る平成22年分賃金台帳、同僚から提出された給与明細書及び賞与明細書並びに請求者及び同僚に係るオンライン記録により、請求者は、当該請求期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③の賞与支給月については、請求者及び事業主の陳述並びに同僚の賞与明細書により、7月と12月であることが推認できるものの、賞与支給日については事業主は不明と回答している上、請求者は、賞与は振り込みではなかった旨陳述しており、当該請求期間の賞与支給日を特定できる資料はないことから、賞与支給月の月末と認定し、請求期間①は平成19年12月31日、請求期間②は平成20年7月31日、請求期間③は平成21年12月31日とすることが妥当である。

なお、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の源泉徴収票、賃金台帳、給与明細書、賞与明細書及びオンライン記録により認められる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は9万2,000円、請求期間②は38万7,000円、請求期間③は32万5,000円とすることが妥当である。

請求期間④、⑤及び⑥について、会計事務所から提出された請求者に係る平成22年分及び平成23年分賃金台帳により、請求者は、当該請求期間にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、会計事務所から提出された請求者に係る平成22年分及び平成23年分賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間④は34万7,000円、請求期間⑤は39万円、請求期間⑥は42万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までの期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 会計事務所から提出された請求者に係る平成 22 年分賃金台帳によると、請求者は、請求期間④に標準賞与額 39 万円に相当する賞与の支給を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の A 社における請求期間④の標準賞与額を 39 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間④の訂正後の標準賞与額 39 万円（上記 1 の訂正後の標準賞与額 34 万 7,000 円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700060 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700113 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和42年11月1日、喪失年月日を昭和46年4月1日に訂正し、昭和42年11月から昭和45年9月までの標準報酬月額を1万6,000円、同年10月から昭和46年3月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和42年11月1日から昭和46年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から昭和 46 年 4 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、高校卒業後、母の実家であるA社に勤務した期間の年金記録がない。請求期間の一部期間の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和42年11月1日から昭和46年4月1日までの期間について、請求者から提出された昭和44年6月分、同年7月分及び昭和45年1月分から同年4月分までの給料支払明細書、同年7月分の賞与に係る給料支払明細書及び昭和44年度市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書並びに請求者が記憶するA社において請求期間当時に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者は同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、請求者と漢字氏名は同一であるものの、生年月日及びカナ氏名が異なっているため、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得年月日は昭和42年11月1日、資格喪失年月日は昭和46年4月1日）。

以下「未統合記録」という。)が確認できるところ、請求者は上記給料支払明細書を保有している上、上記通知書の社会保険料控除欄において確認できる金額は、未統合記録における昭和43年1月から同年12月までの期間に係る社会保険料の合計額と一致している。

さらに、請求者が記憶する複数の同僚は、請求期間に係る被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は、請求者の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、A社の事業主は、請求者が昭和42年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和46年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、昭和42年11月から昭和46年3月までの標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和42年11月から昭和45年9月までを1万6,000円、同年10月から昭和46年3月までを1万8,000円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、昭和40年4月1日から昭和42年11月1日までの期間について、被保険者名簿において請求期間に被保険者記録があり連絡可能な同僚に照会したところ、請求者を記憶していた同僚は請求者の入社時期は不明である旨陳述している。

また、請求者は、昭和40年4月1日から昭和42年11月1日までの期間に係るA社の給料支払明細書を保有しておらず、同社は、当該期間に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していない上、請求期間当時の事業主は死亡していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求期間のうち、昭和40年4月1日から昭和42年11月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち、昭和40年4月1日から昭和42年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700117 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700114 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を57万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。同社では営業として勤務し、毎年夏と冬に賞与が支給されたと思うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成15年7月賞与」と記載された一覧表及びB健康保険組合の賞与健康保険料内訳書、同僚から提出された平成15年7月分の賞与に係る給料支払明細書並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与が支給され、標準賞与額57万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700165 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700116 号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月15日の標準賞与額を10万2,000円に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年6月

A社に勤務している期間のうち、平成19年6月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録がない。賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与明細H19年6月度」、同社から年金事務所に対して提出された賞与支給日に係る証明書、請求者から提出された普通預金通帳の写し及びB健康保険組合から提出された請求者に係る賞与記録により、請求者は同社から請求期間に10万2,000円の賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払日については、上記証明書、普通預金通帳の写し及び健康保険組合の賞与記録から、平成19年6月15日とすることが必要である。

なお、厚生年金保険法第19条第1項及び同法第81条第2項の規定により、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとされているところ、請求者に係るオンライン記録によると、請求者は、平成19年4月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、さらに同日で同社C支社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、請求者のA社における上記資格喪失年月日及び同社C支社における上記資格取得年月日は、同社から提出された請求者に係る人事記録により、請求者が同社C支社に正式配属された異動年月日と一致していることが確認できることから、請求者が同社から平成19年6月15日に支給された賞与については、上記規定により、保険料徴収の対象とならない厚生年金保険被保険者の資格を喪失した月に支給された賞与であると認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700189号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第1700023号

第1 結論

昭和63年8月から平成元年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年8月から平成元年2月まで

私は、昭和63年7月31日に会社を退職してから次の会社に就職した平成元年3月の前月までに、場所は覚えていないが国民年金の加入手続を行ったはずである。また、請求期間の国民年金保険料は自宅に届いていた納付書により、定期的ではなかったが1か月単位でA市役所の窓口で納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和63年7月31日に会社を退職してから次の会社に就職した平成元年3月の前月までに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者は平成元年3月1日に就職した会社を平成3年4月30日に退職して厚生年金保険の被保険者資格を同年5月1日に喪失し、請求期間に係る国民年金の被保険者記録（昭和63年8月1日資格取得・平成元年3月1日資格喪失）及び平成3年5月1日を資格取得日とする被保険者記録が平成3年7月30日に入力処理されている。

よって、請求者が請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったのは、請求者が平成元年3月1日に就職した会社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成3年5月1日以後であることが推認できるが、当該加入手続時点において、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、請求者の国民年金手帳の記号番号（＊）以外に、請求者の氏名（旧姓を含む）及び生年月日に一致する記号番号は見当たらない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続を行った具体的な時期、場所及び納付したとする保険料の額について覚えていないとしている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、請求者の請求内容とこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700111 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700115 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月

年金事務所からの連絡により、A 社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。同社では乗務員として勤務しており、当該期間に賞与の支給があったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主は、平成 15 年 7 月の賞与について、「平成 15 年 7 月賞与」と記載された一覧表（以下「賞与一覧表」という。）を提出した上で、当該期間において賞与を支給した者は、賞与一覧表に記載された者のみである旨陳述しているところ、賞与一覧表に請求者の氏名はないことが確認できる。

また、A 社は、請求者に係る社員台帳において、請求者は賞与を支給されない給与体系であったことが確認できることから、平成 15 年に請求者に対して賞与を支給しておらず、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、A 社が加入していた B 厚生年金基金は、平成 15 年 4 月から同年 12 月までの期間において、請求者の賞与記録はない旨回答している。

加えて、請求者は、平成 15 年 7 月の賞与に係る支給明細書等を保有していないことから、請求者の当該賞与に係る支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。